

第 154 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平成 30 年 6 月 13 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 154 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 30 年 6 月 13 日 (水) 午後 2 時 03 分

2. 閉会年月日 平成 30 年 6 月 13 日 (水) 午後 2 時 08 分

3. 開催場所 中央公民館 町民室

4. 出席委員 (13 人)

会 長 1 番 赤 石 敏 文

会長職務代理 10 番 中 村 文 男

委 員 2 番 石 橋 薫

4 番 砂 庭 周 平

5 番 工 藤 信 仁

6 番 佐々木 一 雄

7 番 三 浦 恵美子

9 番 滝 田 信 彦

11 番 河守田 雄 一

12 番 野 田 清 八

13 番 山 田 憲 幸

14 番 川守田 雄 一

15 番 梅 内 勝 治

5. 欠席委員 (3 人)

欠席者 3 番 堀 内 重 男

8 番 松 村 範 明

16 番 奥 瀬 修 一

6. 会議書記

事務局長 松 橋 悟

班 長 小 田 原 孝 治

総括主査 佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局長	<p>ただいまから、第 154 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 13 名で、委員定足数に達しておりますので、第 154 回総会は 成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとな っておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 03 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>15 番 梅内勝治 委員 2 番 石橋 薫 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と いたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p> <p>議案第 5 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 3 件で、所有権の移転に関するものが 2 件、使用貸 借の権利の設定に関するものが 1 件であります。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
小田原班長	

<p>議 長</p> <p>中村調査員</p>	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>中村文男 調査員</p> <p>10番 中村から説明いたします。</p> <p>去る6月5日、野田委員と中央公民館において、議案第11号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第11号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、借受人が新規に営農するため申請地を借り受けるものです。</p> <p>番号3番の申請理由は、譲受人が新規に営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。</p> <p>議案第11号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第154回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時08分)</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月13日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員